## 本町の各比率(令和5年度の健全化判断比率等の算定結果)について

財政健全化法にもとづき算定した本町の令和5年度決算における各比率は、次のとおりとなりました。

(単位:%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本町の算定結果	_	_	1.1	Ι
早期健全化基準	14. 63	19. 63	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30.00	35. 0	

- ※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「一」と表示しています。
- ※ 将来負担比率は、基金など将来負担に充てることのできる財源が将来負担額を上回り、比率が算定されないため「一」と表示しています。

公営企業	資金不足比率	
水道事業	_	
下水道事業	_	
経営健全化基準	20. 0	

※ 資金不足比率は、各会計で不足が生じていないため「一」と表示しています。

算定の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにありません。実質公債費比率については、1. 1%(昨年度 0. 3%)となり、基準と比較しても非常に低い比率となっており、健全性を保っているといえます。将来負担比率についても、比率はなく、将来的に財政を圧迫する危険性は低いと見ることができます。

また、公営企業の健全性を表す資金不足比率についても算定の結果、資金不足額はなく、健全性を保っているといえます。

この算定結果から本町の財政は、健全性を保てていると見ることができますが、厳しい財政状況が続くなか、今後も引き続き限られた財源で健全な財政 運営に努めていきます。